

# お知らせ

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年 1月 5日

一般財団法人 空港環境整備協会  
会 長 岩 崎 貞 二

## 記

### 1. 業務概要

- (1) 業務名 松山空港新立体駐車場建設基本設計・実施設計業務委託
- (2) 業務内容 本業務は、松山空港B駐車場における以下の工事に伴う、基本設計、実施設計等（地質調査等を含む）の業務を行うものである。
- ・松山空港新立体駐車場新築その他工事
  - ・上記工事に係る国有財産撤去申請図書及び施設設置申請図書等の作成
  - ・国有財産一時使用申請書（数量変更）の作成
- (3) 履行期限 契約締結の翌日から平成29年 3月15日（水）まで  
各成果の履行期限は以下のとおり。
- |                    |                        |
|--------------------|------------------------|
| ・基本設計              | 契約締結の翌日から平成29年 5月31日まで |
| ・実施設計（積算業務を含む）     | 契約締結の翌日から平成29年11月30日まで |
| ・国有財産撤去申請書         | 契約締結の翌日から平成29年 8月31日まで |
| ・施設設置申請書           | 契約締結の翌日から平成29年 8月31日まで |
| ・国有財産一時使用申請書（数量変更） | 契約締結の翌日から平成29年 8月31日まで |
- (4) 本業務委託は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、入札等を郵便により行います。

### 2. 競争参加資格

- (1) 国土交通省大臣官房会計課における平成27・28年度の一般競争（指名競争）参加資格の審査において、「測量及び建設コンサルタント等（建設コンサルタント）」の「A等級」または、「B等級」に格付けされ、東京都に本店、支店又は営業所等を有する者であること。
- (2) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 次に掲げる要件を満たす業務実績（履行中のものは除く）を有すること。
- 平成10年4月1日以降に、元請けとして完成・引き渡し完了した、下記に示す業務実績を有すること。
- ・構造 鉄骨造又は、鉄筋コンクリート造
  - ・規模 駐車台数530台以上
  - ・業務内容 自走式立体駐車場の新築、増築の実実施設計業務
- (5) 次に掲げる全ての基準を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。
- ① 建築士法（建築士法昭和25年5月24日法律第202号）による一級建築士の資格を有する者であること。
  - ② 上記(4)の要件を満たす業務実績有をするものであること。
  - ③ 配置予定の管理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (6) 「申請書」及び「資料」の提出期限の日から開札の時までの期間に、大阪航空局長から指名停止を受けていないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参考）
- (8) 警察から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 入札手続等

- (1) 担当部 〒105-0011 東京都港区芝公園1丁目3番1号（留園ビル5階）

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 平成29年 1月 5日(木) から平成29年 1月12日(木) までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前9時から午後5時までの間
- ② 場 所 (イ) 上記(1)に同じ
- ③ 方 法 無償にて配布します。

(3) 申請書及び資料の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限 平成29年 1月19日(木) 午後5時まで
- ② 場 所 上記(1)に限る。
- ③ 方 法 郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)により提出すること。

(4) 入札、開札の日時並びに場所及び入札書の提出方法

- ① 入札の締め切り 平成29年 2月 3日(金) 午後3時まで
- ② 開札の日時、場所 平成29年 2月 3日(金) 午後5時 一般財団法人 空港環境整備協会 経理部
- ③ 入札書の提出方法 郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着。)により提出すること。

(5) 入札の無効

本広告に示した競争参加資格のない者のした入札、「申請書」及び「資料」に虚偽の記載を行った者がした入札及び入札説明書に示す入札に関する条件に違反した者がした入札は無効とします。

(6) 入札の執行回数および落札者の決定方法

入札の執行回数は2回を限度とし、当協会が設定した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

なお、最低の価格をもって入札した者が2人以上いるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定します。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格以下の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

4. その他

- (1) 資料のヒアリングを必要とする場合には行います。
- (2) 提出に必要な書類の作成、提出及び説明に関する一切の費用は応募者の負担とします。
- (3) 当協会に提出された一切の書類は返却しません。
- (4) その他詳細は入札説明書によります。